OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	平成十六年度二学期法学部試験問題
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2005, 55(1), p. 220-265
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54753
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

平成一六年度二学期試験問題　大阪大学法学部

▼憲法Ⅱ　……松本和彦教授

【問1】　日本国憲法の想定する「平等」の概念を説明しなさい。その際、必ず、機会の平等、条件の平等、結果の平等、相対的平等、絶対的平等、法定立の平等、法適用の平等という用語を用いること。

【問2】　平成一二年に成立した大深度地下使用法は、公共事業の対象として利用するため、「土地所有者等による通常の利用が行われない地下（＝大深度地下）」（地表から四〇メートルの地下、または地下室の基盤杭を支持する地盤から一〇メートルの地下）について、事前に土地所有者等の承諾を得たり補償を確定させることなく、行政庁による使用認可のみで事業者に特定区域の大深度地下を使用させることができるものとしている。

　使用認可のみで事業者に特定区域の大深度地下の利用を許容することは、その区域の土地所有者等の財産権を侵害するといえないだろうか。また、法三二条は使用認可を受けた事業者が「権利を有する者が通常受ける損失」を補償すべきものとしているが、これは憲法上の損失補償であるといえるだろうか。

▼刑事訴訟法　……松田岳士助教授

　次の二問のなかから一問を選択して回答しなさい。

1　現行刑事手続において、捜査の過程において裁判官が果たしうる役割について述べなさい。

2　捜査比例の原則（あるいは、捜査に関して比例原則が問題となる場合）について、具体例を挙げながら論じなさい。

▼民法Ⅱ　……小杉茂雄教授

〔設例1〕　Aは、友人のBから、Bの所有という土地と建物（以下、「本件土地、建物」という。）を買い受け、「本件土地、建物」の引渡を受けて、使用、利用を始めた。Aの買い受け当時、Bは、Cと「本件土地、建物」の所有権の帰属をめぐって、裁判で係争中であった。そこで、Aは、Bと話をして、代金は一部だけ支払うこととし、「本件土地、建物」の所有権移転登記は、Bが裁判に勝訴したときに、残代金と引き換えに、Aに移すこととした。Bは、病気になり入院してしまった。その間に、Bの親族のDが、Cと裁判上の和解をして終了させ、強引にAを説き伏せ、D所有の土地と交換して、「本件土地、建物」の所有権移転登記をD名義にしてしまった。Dは、以上の事情の一部始終をすべて知っており、Aを追い出すために、上記交換契約をして、「本件土地、建物」の所有権移転登記を了したものであった。Dは、A

が「本件土地、建物」を簡単に引き渡してくれそうもないので、移転登記が終わってから、すぐに、事情をまったく知らないEに、売却してしまった。

問1　AとEの法律関係をできるだけ詳しく論じなさい。

〔設例2〕　小売業者のYは、卸業者のXから普通棒鋼、異形棒鋼等の製品を仕入れて、小売販売するまで、Yの賃借している倉庫とその敷地内にその製品を保管、保有していた。この倉庫に在庫する普通棒鋼、異形棒鋼等いっさいの製品を将来入庫してくるものも含めて、Yは、Z銀行からの借入金三〇〇〇万円の譲渡担保として担保提供した。Y、Z間の譲渡担保設定契約では、担保目的物の特定もなされ、入庫した上記棒鋼の占有をYが取得したときには、Zが占有改定の方法によって占有権を取得する旨の合意もなされていた。Yは、上記棒鋼を甲社に売却（小売り）し、甲社に対し、一〇〇〇万円の支払期日未到来の売掛金債権を有している。なお、Yは、仕入先（卸業者）のXに対し、二〇〇〇万円の未払代金債務を負っている。

問2　①　XとYの関係において、Xは、Yに対する二〇〇〇万円の未収の売掛代金の回収を、在庫製品あるいは甲社の一〇〇〇万円の売掛金からしたい。どのような物権法上の根拠に基づくものが考えられるか？

②　Xが、在庫製品から回収をはかろうとする場合、Z銀行の譲渡担保との優劣は、どうなるか？

③　Z銀行は、甲社の一〇〇〇万円の売掛金債権を差押えできるか？その場合の民法上の法的根拠（民事執行法の法的根拠は除く。）を論ぜよ。

＊問1、問2①ないし③ともに解答のこと。

▼民法Ⅲ　……後藤元伸講師

つぎの二題のうち一題を選んで論ぜよ。

一　債務不履行

二　多数当事者の債権債務関係

▼商法Ⅲ　……山下典孝助教授

(1)　事実のあらまし

〔Xの言い分〕

当社〔X株式会社〕は、不動産売買及び不動産賃貸業を営むA株式会社の一〇〇%子会社でA株式会社の管理物件について、清掃等の委託を行うことを業としております。当社の役員は、親会社であるX株式会社からの出向者であり、従業員もX株式会社から出向という形で派遣されている者で、その他、パートの方を数名雇用しております。当社の代表取締役は、A株式会社の副社長を兼務しております。

当社は、Y株式会社を振出人、受取人をA株式会社、手形金額三〇〇〇万円、振出日平成一六年一一月一日、

満期日平成一七年一月三一日、支払担当者、B銀行豊中支店とする約束手形を、A株式会社を裏書人、当社を被裏書人として、平成一六年一一月二五日裏書によって、取得致しました。当該手形を裏書によって取得したのは、A株式会社の管理物件における清掃等の委託料の支払代金の一部として取得したものであります。

平成一七年一月二四日、当社の取引銀行であるC銀行池田支店に当該手形に取立委任裏書を行い、取立を委任しました。ところが、平成一七年二月一日に、C銀行池田支店から連絡があり、Y株式会社がA株式会社に対して有する抗弁を理由に支払が拒絶され、当該手形の返還を受けることとなりました。確かに、Y株式会社がA株式会社に対して約束手形を振出した原因関係である、土地の売買契約は、売買契約成立後、当該土地が、土壌汚染にあることが判明し、取り消されています。しかし、当社はA株式会社とは別法人でありますし、当社は、当該土地が土壌汚染されていることを知りながら、Y株式会社に土地を売却した当事者でもなく、そのことを知りながら当該手形の裏書譲渡を受けたものでもありません。

〔Yの言い分〕

当社〔Y株式会社〕は、ファミリーレストランを全国展開している企業であります。A株式会社が所有していた、大阪市○×町○丁目△番□号の土地に、出店することを計画して、平成一六年一〇月末日にA株式会社との間で、当該土地の売買契約を締結しました。その代金の支払いを担保するために、当社を振出人、受取人をA株式会社、手形金額三〇〇〇万円、振出日平成一六年一一月一日、満期日平成一七年一月三一日、支払担当者、B銀行豊中支店とする約束手形を振出、A株式会社に交付致しました。

当社は、当該土地の売買契約の際、A株式会社より、もともと当該土地を含めたその周辺地域は、A株式会社と同じグループ企業である製鉄業を営むD株式会社大阪精錬所の跡地であったことの説明を受けましたが、当該土地付近は、事業所のみが建っていたので土壌については何らの問題もないという説明を受けて、安心して当該土地の購入を行ったわけです。ところが、当社が店舗建築の準備を進めるために業者に委託して土地の調査をした際、基準値を超えるヒ素が敷地内のわき水から検出されました。さらに数日後、同じようにA株式会社から近隣の土地を購入したE株式会社が同じ理由から、A株式会社を告発したことが報道され、一ケ月後に、当該近隣の土地が通常の基準を超える土壌汚染があることを知りながら、A株式会社の取締役会で土地の売却を進める計画がなされていた事実が判明することとなりました。そこで、当社は、A株式会社との当該土地の売買契約を取

り消しました。その際に、A株式会社に対して振出交付した約束手形の返還を求めたのですが、A株式会社の方から、現在マスコミ対応などで大変な状況であり、手形の返還は満期日まで待って欲しいということで、当社としては待つことで承諾しました。

しかし、満期日まで当該手形の返還がなされないことを想定して、取引銀行であるB銀行豊中支店の方に、A株式会社及びその関連会社からの支払に応じないように連絡をしておきました。

(2) 問題

以上の事実関係に基づき、X株式会社が、Y株式会社に対して手形金請求を通常訴訟において提起した。この場合、X株式会社の請求は認められるのか。

▼経済法 ……武田邦宣助教授

問1 市場画定におけるSSNIPテストとはいかなるものか、簡単に説明しなさい。

問2 次の新聞記事について、独占禁止法上の観点から、批評を加えなさい。

発売開始から数時間で二〇万台を完売したソニー・コンピュータエンタテインメント（SCE）の新型ゲーム機「プレイステーション・ポータブル（PSP）」が、埼玉県などのゲームソフト販売店で、希望小売価格よりも一万五〇〇〇円以上高い四万円前後で売られているこ

とが一八日、分かった。法的には問題ないためメーカー側は困惑。ユーザーからは、「問屋から仕入れている専門販売店が品不足に便乗して値をつり上げているのは許せない」と、批判の声が上がっている。

埼玉県内のゲームソフト販売店は、PSPの価格表を張り出さず、店員が口頭で「うちのPSPはよそより高い。バリューパックは四万一七〇〇円（希望小売価格二万六〇四〇円）」と金額を提示している。通常版を三万五〇〇〇円（同二万七九〇円）と耳打ちされた中学生は「納得がいかない。違法なダフ行為とどこが違うのか」と憤慨していた。

メーカーなどによると、希望小売価格は参考にすぎず、注意を促すと逆に不当な価格拘束行為として、独占禁止法に抵触するという。価格安定のためには、PSPを増産して品不足を解消するしかないのが実情だ。

四万円台で販売している埼玉県内の販売店は、毎日新聞社の取材に対し「話すことはない」とコメント。一方、発売元のSCEは「価格は販売店が決めることなので。それ以上はコメントできない」と慎重だ。

埼玉県消費者生活センターは「商品が希望小売価格より高いケースは珍しい。限定生産の商品ではないので、待てば商品が出てくる。消費者は、時間と価格を見極めて、購入するかを判断して欲しい」とアドバイスしてい

る。（毎日新聞）―十二月一八日

▼民事回収法Ⅰ　……下村眞美教授

1　次の文章の空欄に語群の中から適当な語句を当てはめよ。同じ番号には同じ語句が入る。

(1)　執行証書は、公証人が作成した法律行為に関する（①）の中で、執行力が認められ、（②）となりうるものであるところ、他の（②）にはない、次のような特徴を有する。

(2)　まず、執行証書が作成される過程で、記載内容の（③）につき（④）はされない。また、執行証書は、他の（②）の多くが、紛争が生じた後、その解決過程において作成されるのと異なり、当事者間の（⑤）の初頭に作成される。さらに、債権者は、裁判手続を経ることなく、執行証書に基づき（⑥）を開始できるため、執行証書に表章された債権の不存在を主張する債務者は、（⑥）を停止させるために、（⑦）を提起した上、（⑧）の措置をとらねばならない。

語群

第三者異議の訴え・手続的正当性・執行正本・執行続行・取引関係・公文書・実体的正当性・実質的審査・任意競売・債務名義・形式的審査・訴訟関係・執行文付与の訴え・私文書・請求異議の訴え・公正証書・強制執行・執行停止

2　次の文章を読んで、各小問に理由を付して答えよ。

債務者Sは、甲土地を所有していたところ、平成一四年四月一日、H_1のために甲土地に抵当権（被担保債権額六〇〇万円）を設定し、また、平成一六年五月一日、甲土地をMに賃貸した。債権者G_1は、平成一六年六月一日、確定判決（債権額四〇〇万円）に基づき、甲土地に対する強制競売を申し立て、翌二日、強制競売開始決定を原因とする差押登記がされた。Sは、同年七月一日、H_2のために抵当権（被担保債権額八〇〇万円）を設定し、登記も経た。債権者G_2は、上記強制競売手続の配当要求期間内である同年九月一日、執行証書（債権額二〇〇万円）に基づき配当要求をした。その後、上記強制競売手続が進行し、Aが甲土地を買い受け、同年一一月一五日、代金九〇〇万円を執行裁判所に納付した。

(1)　この場合、H_1、H_2のために設定された抵当権及びMの賃借権はどうなるか。

(2)　裁判所は誰にいくら配当すればよいか（ただし、手続費用や利息・遅延損害金は考えなくてよい。）

(3)　Sは、Aに対し、強制執行が終了した後、確定判決に記載されたG_1の執行債権が既に弁済により消滅していたので、これに基づく強制執行は無効であると主張して、甲土地の所有権確認の訴えを提起した。Sの請

求は認められるか。

▼民事回収法Ⅱ　……藤本利一助教授

レポート

▼国際経済法　……川瀬剛志助教授

問題

以下の一〇問を読み、それぞれに含まれる法的判断または記述が、

―正しいものには○を付けなさい。また、

―誤っているものには×を付けた後に、一問あたり五行を目安にその理由及び正しい解釈とその帰結を簡単に記述しなさい。

ただし、

―全問に○、または全てに×を付けた場合、全問不正解とする。

その際、

―根拠となる法令の条文を詳しく項・号まで解答中に示すこと。

―先例となるパネル・上級委員会の判断があれば、それにも言及し、事件名を明記すること。

なお、問題文中「WTO協定」とあるが、マラケシュ協定のみならず、附属書を含めた協定の総体を指すこととする。

1　X国税関は、同国内A社がY国の自動車部品メーカーa社より輸入したエンジンの関税評価を行なうにあたって、実際の取引価格を課税評価額とすることを拒んだ。なお、a社は、X国の自動車メーカーA社のY国現地法人である。

2　X国はY国の缶詰トマトのセーフガード措置について、そのWTO協定違反を訴え、紛争をパネルに付託した。パネルは事実認定にあたり、X国調査当局が調査にあたって参照した証拠・資料を全て最初から独自に検討し、国内産業の損害は重大ではないと判断した。また、その過程で、食用の用途において直接競争関係にあるが生トマト生産者も含めて損害を認定すべきであると判断し、そのように損害認定をやり直した。

3　X国は液晶ディスプレイのダンピング防止税調査にあたり、価格比較を行う際に、調査開始日から遡ること過去半年の自国への輸出、および輸出国内での国内販売について、それぞれの取引における価格の加重平均を比較することにした。輸出価格の加重平均を算定するにあたり、X国調査当局は、先に出しておいた同時期の国内販売価格と同額以上の価格で輸出された取引については、輸出価格の加重平均算出から除外した。X国当局は、WTO協定はダンピングマージンは正常価格と輸出価格を個別取引どうしないしは加重平均どうしのいずれかで比較することだけを求めており、加

重平均の計算方法は自由であると理解している。

4　X国は同種の二〇〇〇cc未満級の自動車に対して、輸入品には一律五%、国産品には一律四・五%の物品税を課税した。X国から自動車に関する譲許を受け、輸出利益のあるY国はこの税制がGATT三条二項に違反する差別的な内国税であるとして、紛争解決機関に申し立てた。

　WTOパネルはこれがGATT違反であること、その結果X国がGATT二三条一項（a）にあるように「協定に基づく義務の履行を怠った」ことは無条件に認めた。しかしながらパネルは、Y国は軽微な税率の差がGATT二三条一項に規定されるように自国のGATT／WTO上の利益を無効化・侵害していることを証明できなかったので、X国に当該税制の撤回は求められないと判断した。

5　X国はウィスキーなどスピリッツ類の販売については特段販売店舗の制約を設けなかったが、逆にワインについては、スーパー等量販店・コンビニでの販売を規制した。X国の生産は主にスピリッツ類に偏っており、殆どワインの生産はない。よって、規制を受けるのは殆ど輸入品に限られた。

　これに対して後者をX国に輸出するY国は、当該規制について内国民待遇に反することをWTOに申し立て、紛争をパネルに付託した。パネルは先例に照らしてワインとスピリッツ類が直接競争産品である一方、同種の産品でないことを理由に、この区別を協定整合的であると認めた。

6　近年、X国の電気工事用銅線メーカーの業績が目に見えて悪化し、状況は深刻である。生産・販売の落ち込みや収益の悪化は統計から明白であるし、更には操業休止、解雇、倒産が頻発している。また、ここ一年ほど、X国には安価な途上国産の銅線の輸入が増えている。そこで、これらのメーカーは、X国貿易省にセーフガードの発動を要請した。

　しかるに同省はこれを却下した。同省は、不景気と税収の落ち込みにより銅線を多く消費する各種の公共工事や電気機器、機械、自動車などの生産が減少したことが主要な原因であり、輸入増加は銅線産業の現状に殆ど影響していないと判断したのである。

7　X国は大変な環境保護先進国である。同国は自国の関税分類の「圧延銅版」の項目（HS六桁項目で、譲許品目）の下に、「ISO一四〇〇〇取得企業産の製品」と「ISO一四〇〇〇未取得企業産の製品」という独自の分類を新たに設け、前者には譲許税率の無税、後者には一〇%の関税をかけた。ちなみにISO一四〇〇〇とは企業が環境対策を十分に実施している企業

か否かを認定する国際基準であり、これを受け入れた国においてはＩＳＯ一四〇〇〇を取得しない企業は環境指向の企業であることを宣伝してはならない。

Ｘ国はこの制度が企業別の差別であり原産国別の差別でないこと（「どの輸出国にもＩＳＯ一四〇〇〇取得企業とそうでない企業は混在している」）、及び環境に優しい工程で作られた製品とそうでない製品は同種でないことを理由に、この措置をＷＴＯ協定に反していないと認識している。

8　ＷＴＯ下にはいわゆるマラケシュ協定の下に附属書一～四があり、その中に多様な協定が含まれている。各国はマラケシュ協定本体に加入すれば、どの附属書のどの協定に加入し、どれにしないかは自由に選択できる。

9　Ｘ国は食品添加物βの発ガン性を懸念し、このリスクをゼロに抑制すべく、βおよびβ含有食品の全ての輸入を禁止した。βを含む製品をＸ国に輸出するＹ国はこれをＷＴＯ紛争解決手続に付託した。パネルは、Ｘ国が準備した危険評価は一定量のβの摂取による発ガンの可能性を示唆することを示し、またＸ国内で最も政府のコストが安くβを制限できる規制方法が禁輸・使用禁止であることを理由に、パネルは本件をＷＴＯ協定整合的であると判断した。

なお、問題の危険評価によれば、発ガンに至る一人あたりのβの摂取総量は相当な量であり、それ以下であれば発ガンリスクはゼロであることを示していた。また、βの代替物を開発・利用するＸ国内の生産者・消費者のコストを考えれば、完全な輸入・使用禁止よりも、βの摂取過剰を抑える利用規制やキャンペーンで消費者に訴えかける方が低コストで、それでも十分に発ガン閾値以下に消費を抑えることが出来ることは、Ｘ国政府の資料から明白であった。

10　ＷＴＯ加盟国である我が国の税関は、他のＷＴＯ加盟国からの輸入に対して常に協定税率を適用したとしても、協定整合的な関税の適用を行っていることにはならない。

▼国際知的財産法　……茶園成樹教授

1　工業所有権の保護に関するパリ条約四条の二が定める特許独立の原則を説明し、この原則と並行輸入の許否の問題との関係について述べなさい。

2　特許協力条約が設ける国際出願制度と欧州特許条約が設ける欧州特許制度を比較し、その違いを説明しなさい。

3　Ａ国人の画家であるＢは、ある絵画（「Ｂ絵画」）を創作し、その後に死亡した。日本人Ｙは、日本において、Ｂ絵画の著作権を有するＸに無断で、Ｂ絵画を複製し、販売している。Ｘは、Ｙの行為が、Ｘの著作権を侵害す

るものであるとして、その差止めを求める訴訟を大阪地方裁判所に提起した。

この場合において、B絵画の著作権の保護期間はどのように定められるかを説明しなさい。

▼法理学 ……中山竜一教授

次の三問のなかから二問を選択し、答えなさい。

(1) ロールズをはじめとする現代正義論の主張内容は、国際関係に対しても当てはめることが可能か。現代正義論の主な論客から一人（あるいは学派のうちの一つ）を取りあげ、その主張内容に検討を加えながら、その国際関係への適用可能性にかんする諸君の考えを述べなさい。

(2) 法的判断において「唯一の正しい解答」は存在し得るか。法解釈理論における今日までの蓄積を前提とした上で、論じなさい。

(3) 憲法・民法・刑法などを中心とする近代的な法類型を超えて、さらに労働法、社会保障法、経済法、環境法などが必要とされるようになった理由は何か。また、前者の法類型と後者のそれとのあいだでは、構造や機能の面でどのような違いがあるか。詳しく説明しなさい。

▼政治過程論 ……待鳥聡史講師

以下の問いのすべてに答えなさい。

問1 以下の語について、簡潔に説明しなさい。

(1) 地域権力構造（CPS）論争

(2) 「沈黙の螺旋」論

問2

小泉政権は、組閣や重要な政策課題に関する処理の過程などに、従来の自民党政権（自民党を中心とした連立政権を含む）とは異なった特徴が見られる。それはなぜ生じているのかについて、できるだけ多面的に検討し説明しなさい。

▼地方行政論 ……曽我謙悟助教授

レポート

▼法医学 ……的場梁次講師

レポート

▼行政法2 ……高橋明男教授

政令指定都市Aの複数の市民から、市内の喫茶店Bで食事をした後、腹痛で入院した者がいるとの情報がA市に寄せられた。

(1) A市はBに立入調査を行ったが、Bは調査に協力しようとしなかった。この場合、A市はどのような対応ができるか。また、Bはどのような法的地位に置かれるか。

(2) A市は原因が判明するまで、営業を自粛するようBに求めたが、Bは従おうとしない。この場合、A市はどのような対応ができるか。また、Bはどのような法的地位に置かれるか。

(3)　A市の調査の結果、Bにおいて保管されていた食材からノロウィルスが発見されたため、A市はBに対し、一週間の営業停止を命じたが、Bは営業停止処分にも従おうとしなかった。この場合、A市は、どのような対応ができるか。また、Bはどのような法的地位に置かれるか。

(4)　(3)と異なり、A市の調査では食中毒の原因となる物質を発見することはできなかった場合、A市はどのような対応ができるか。また、Bはどのような法的主張が可能か。

（参考条文省略）

▼行政法3　……森口佳樹講師

平成一六年の行政事件訴訟法の大幅な改正により、以下の諸点においてどのような改正が行われたのか。これまでの問題点の改善を指摘しながら説明せよ。

論点

1　原告適格

2　出訴期間

3　訴訟類型の整備

（「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」省略）

▼行政法4　……森口佳樹講師

1　国家賠償法二条の水害訴訟への適用に関する判例の変遷について説明せよ。

2　土地利用の制限に関する損失補償の必要性の有無、その根拠及びその内容について説明せよ。

▼税法Ⅰ　……谷口勢津夫教授

【Ⅰ】　次の事例について、次の叙述の限りで、(1)ないし(4)の問いに答えなさい。

「平成一五年、AはT市で電器製品の販売店を営んでおり、妻Bと子Cと同居し生計を一にしていた。Aは、Bが結婚前に親から相続した建物を店舗として使用し、Bに年間二〇〇万円の家賃を払った。この家賃の額は近隣の家賃相場からみて相当なものであった。Aの店ではCとCの高校時代からの友人Xが働いており、二人ともほぼ同等の働きをしたので、Aは二人にそれぞれ年間三〇〇万円の給料を支払った。Aは平成一五年分の所得税につき、Bへの家賃やC及びXへの給料も必要経費に算入し、事業所得の金額を一〇〇〇万円として確定申告を行ったところ、所轄税務署の職員から間違いを指摘された。

なお、Aが店舗として使用している建物が平成一五年九月の台風で一部損壊したので、BはY工務店に修理を依頼し同年一〇月に一〇〇万円を支払った。」

(1)　Aが青色申告者である場合、Aの正しい事業所得の金額は一一〇〇万円である。その理由を説明しなさい（根拠条文を明記すること）。

(2) (1)の場合においてBとCに対する所得税の課税はどうなるか（課税される場合には所得の金額を示すこと）。

(3) Aが白色申告者である場合、Aの正しい事業所得の金額は一三五〇万円である。その理由を説明しなさい（根拠条文を明記すること）。

(4) Cが結婚して別居し独立して生計を営むようになったことと店舗の損壊がなく修繕費の支出がなかったことを除けば、Aの事業の状況は平成一六年も上の事例と全く同じであった。Aの事業所得の金額は、Aが青色申告者であるか白色申告者であるかにかかわらず、一二〇〇万円となる。その理由を説明し、かつ、その根拠となる規定の立法趣旨について述べなさい。

【Ⅱ】 土地の贈与をめぐる課税問題に関する次の二つの問いに答えなさい。

(1) Aは平成六年に三〇〇〇万円で取得したT市内の土地を、平成一六年に子Bに贈与した。その際、BはAの債務のうち二〇〇〇万円を支払うことに同意した。その贈与の時点での当該土地の時価は一億円であった。この場合の課税関係について述べなさい。

(2) C（個人）は平成六年に三〇〇〇万円で取得したS市内の土地を平成一六年にX株式会社に贈与した。その時点での当該土地の時価は一億円であった。この事例に即していわゆるみなし譲渡課税について論じなさい。

【Ⅲ】 借用概念の解釈について、いわゆる蛸配当を例に用いながら、論じなさい。

（参照条文省略）

▼刑法Ⅰ ……安田拓人助教授

◇ 以下の問題のうち、A群から一問、B群から一問を選んで、解答しなさい。

A群

第1問 未遂犯の処罰根拠と関わらせて、未遂犯と不能犯の区別を論じなさい。

第2問 違法性の本質をめぐる見解の対立をふまえて、いわゆる「偶然防衛」について考えるところを述べなさい。

B群

第1問 X君は、交際相手A女とホストBが仲良く歩いているのを目撃し、Bを殺害するつもりでBに向けてピストルを撃ったところ、弾丸はBには当たらず、Bと少し離れていたA女の腹部を貫通し、大けがを負わせたほか、たまたま通りかかった通行人Cにも命中し、即死させた。

X君の罪責を論じなさい。

第2問 Xは、覚せい剤を注射すると精神に異常をきた

し、今までの経験からみて他人に暴行を加えてしまうかもしれないと予想しながら、そうなってもかまわないと思い、自宅で覚せい剤を注射したが、そのために責任無能力状態に陥り、その状態で妻Y女を絞殺した。Xの罪責を論じなさい。

▼国際法2 ……黒澤満教授

以下の二問に解答せよ。

① 国際司法裁判所（ＩＣＪ）の管轄権につき、判例を引用しつつ、その特徴と意義およびその限界につき論述せよ。

② 国連の集団的安全保障につき、憲章規定と実態を比較しつつ、その意義を論述せよ。

▼民法4 ……松川正毅教授

レポート

▼商法1 ……末永敏和教授

一 営業および営業譲渡の意義について述べなさい。

二 商法総則は、何を規制しているか、体系的に述べなさい（単なる条文の紹介ではなく）。

▼国際私法 ……長田真里助教授

1 国際家族法の分野において、我が国法例に見られる連結手法を挙げ、それぞれ説明しなさい。

2 以下の事実関係を読み、本件で争点となる点を挙げ、それぞれについて論じなさい。

(1) 原告は、昭和四八年一一月二六日生まれの日本人であり、被告は、一九七四年（昭和四九年）五月一五日生まれのフランス人である。

(2) 原告は、平成一〇年四月ころ、仕事のために日本で生活していた被告と知り合って交際するようになり、平成一一年九月、仕事を終えて帰国する被告とともに渡仏した。原告と被告は、同年一一月二〇日、パリ第三区区役所に婚姻届を提出し、平成一二年七月には家族や友人を招いて宗教婚を行った。

(3) 平成一三年二月八日、原、被告間に一郎が出生した。

(4) 原告は、平成一三年六月一六日、被告から暴行を受けたとして被告を告訴し、同日、一郎を連れて家を出、同月二七日、同人ともに日本に帰国し、それ以来被告と別居を続けている。

(5) 原告は、被告に対し、被告の原告に対する度重なる暴力により夫婦関係が破綻し、婚姻を継続し難い重大な事由が生じたとして、民法七七〇条一項五号により離婚を求めるとともに、原、被告間の長男一郎の親権者を原告と指定すること及び被告の暴力により離婚を余儀なくさせられたことにより原告が被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の支払を求め、東京地方裁判所に訴えを提起した。

▼西洋法制史　……稲元格講師

一六・一七世紀から一八七一年のドイツ帝国の成立頃までの、ドイツにおける司法制度の変遷を、社会・国家、法制度と関連させながら論じなさい。一八世紀以降については、プロイセンにおける司法制度の変遷を中心に論じなさい。その際、以下の用語を使用しなさい。

領邦君主への権力集中、ローマ法の継受、アルノルト水車小屋事件（一七七九年）、三月革命（一八四八年）、プロイセン修正憲法（一八五〇年）

▼比較法文化論　……三阪佳弘教授

法文化とは「一国の法規範、法機構、法行動、法意識に共通の特徴を与える、法にかんする基本的な象徴的意味、あるいは法観念の体系」であり、そうした法についての支配的な考え方が「個々の法行動や法制度や法運用に規定的な影響を及ぼす」、とされる。また、今日見られる法文化的な特徴も、日本の場合でいえば、明治維新以後の法システムの形成過程で、それ以前のものを引き継ぐと同時に、新たに修正され強化されてきた歴史的な産物としての側面をも持っている。

以上の「法文化」についての説明を、講義で取り上げた具体例な法制度、あるいはトピック（たとえば、裁判官のあり方の日欧の差異、近世日本における「司法」とは？、西欧型刑事手続き法継受における日本的手続き観念の貫徹、刑事手続きにおける検察官のあり方、協議離婚制度と日本家族法の特徴等々）を素材にして、具体的に論じなさい。

▼政治学原論　……河田潤一教授

省略

▼西洋政治思想史　……竹中浩教授

以下の問いに答えよ（二問とも解答すること）。

1　イングランドの名誉革命とアメリカ独立革命の間には、政治思想の面でどのようなつながりがあるか。

2　西洋の政治思想において、財産の問題はどのように取り上げられてきたか。

▼日本政治史　……多胡圭一教授

「脱亜入欧」、「アジア主義」を軸にして、近代日本の国際秩序観について論じなさい。

▼フレッシュマンセミナー

平常点

▼法政情報処理　……田中規久雄助教授

問題1

最高裁の答弁書サンプルのレプリカをStarSuite 7で作成せよ。ただし文章自体は弁護士会の答弁書サンプルを利用してもかまわない。また、⑴等の組み文字については例外とするので、それらを含む行は文末の文字が一致するように処理せよ。

問題2

この法務省の刑事司法統計の一部から、(1)起訴率を計算式で求め（起訴率＝起訴／受理件数、％表記）、(2)次に年と起訴率をデータポイント付折れ線グラフで描き、(3)最後に一九七五―一九九五のデータを基に単回帰分析を行い、一九九六―一九九九年の起訴率の予測値を求めよ。StarSuite 7を用いる事。

問題3

この逸失利益計算書のホフマン方式の欄をライプニッツ方式と同様に完成し、さらにホフマン式とライプニッツ式の差額を計算せよ。

（提示資料等一部省略）

▼法政計量論2 ……養老真一助教授

問1

二〇歳代の男女、および五〇歳代の男女に、選挙の投票によく行くか、ほとんど行かないかについて、アンケートを取った。その結果が次のようになったとする。

二〇歳代

	男	女
よく投票へ行く	10	20
ほとんど行かない	50	100

五〇歳代

	男	女
よく投票へ行く	80	40
ほとんど行かない	40	20

二〇歳代と五〇歳代の合計

	男	女
よく投票へ行く	90	60
ほとんど行かない	90	120

投票によく行くか、行かないかについて、

1　二〇歳代の場合、

2　五〇歳代の場合、

3　二〇歳代と五〇歳代の両方を合計した場合、

のそれぞれについて、男女の差があるかどうか、χ^2検定（独立性検定）を使って調べなさい。有意水準は五％とする。また、この結果はどのように解釈するのが適切か答えなさい。

$P(\chi^2 \geq x) = 0.95$ となるような χ^2 分布の x の値（省略）

問2

家電量販店Xと、これに対抗する量販店Yがある。これらの店は双方とも

・戦略A：値引き競争を積極的に仕掛ける

・戦略B：値段を維持する

の二通りの戦略を持っているとする。この時の利得表が下記のケース1の場合とケース2の場合のそれぞれについて、ナッシュ均衡点を全て求めなさい。

・ケース1

	A	B
A	-1, -1	4, 0
B	0, 4	2, 2

・ケース2

	A	B
A	1, 1	4, 0
B	0, 4	2, 2

問3

省略

▼情報法 ……鈴木秀美教授

小説家Yは、国会議員Aをモデルにした小説を執筆し、週刊誌に連載した後、これを単行本として出版するための準備をしていたところ、銀座でクラブを経営しているXが、裁判所に単行本の出版差止めを求めて出訴した。

Xは、本件小説はモデル小説であり、読者は小説の主人公である国会議員「田中」と愛人「元子」のモデルがAとXであることを同定することができるため、「田中」の愛人「元子」のプライバシーを侵害し、名誉を毀損する記述が含まれているこの小説が単行本として出版されれば、単行本の出版によって、あらためてXのプライバシーが侵害され、名誉が毀損されると主張している。なお、AはXが経営するクラブの常連であり、AとXの周囲では二人が愛人関係にあることはよく知られていた。

Xは、具体的には、小説中の「元子は田中が事実上の経営者となっている会社の役員人事に口を出し、元子のクラブをよく利用していた社員を役員にさせた」との記述、「この会社の接待費から年間三〇〇〇万円以上が元子の経営するクラブで支出されたことになっているが、それは水増し請求であり、元子は田中の裏金作りに協力している」との記述について、事実無根でありXの名誉またはXの経営するクラブの信用を毀損すると主張している。

Xは、さらに、小説中の「元子には離婚歴があるが、その離婚は元子が田中と不倫したことが原因であった」とする記述、その他、Yが想像をめぐらし執筆した田中と元子の会話や男女関係に関する具体的記述について、Xのプライバシーを侵害すると主張している。

これに対しYは、本件小説はAをモデルに執筆したものの、Xが問題にしている愛人「元子」についての記述は小説家であるYが創作したフィクションであるため、小説中の「元子」についての記述はXの名誉を毀損せず、プライバシーも侵害しないと反論している。

裁判所はXの差止め請求を認めることができるか検討せよ。

▼裁判学 ……仁木恒夫助教授

次の三問のうち二問を選択して、それに解答しなさい。

問1　講義の「紛争／秩序の動態理論」でとりあげた内容から、テーマを限定した問題を自分で設定して明記し、それに答えなさい。

問2　講義の「法専門職の臨界」でとりあげた内容から、テーマを限定した問題を自分で設定して明記し、それに答えなさい。

問3　講義の「訴訟機能と手続過程」でとりあげた内容から、テーマを限定した問題を自分で設定して明記し、それに答えなさい。

▼証券ビジネスと証券取引制度　…野村證券提供講座講師

（Ⅰ）（　）内にあてはまる用語を語群から選んで記入せよ。

【問1】　日常生活を営みながら、経済情報を捉えていく主な方法としては、毎朝配達される（1　）、金融・経済に関する雑誌やテレビ、そして、ＩＴ技術の進展により急速に普及した（2　）などがある。これらからは、様々な分野の最新情報を取得することが出来る。証券投資に必要な経済情報としては、まず、一国が創出する付加価値である「（3　）」、製造業の生産・出荷・在庫の状況を図る「（4　）」、「機械受注」などの景気指標が上げられる。これらは主に経済の大まかな（＝マクロ的な）分析に使用する。

次に、企業の経営戦略や売上・利益などの業績動向、発売予定の（5　）や過去の株価動向などの企業情報がある。これらは、主に個別企業の状況を分析する際に用いられる。

また、証券投資に関する考え方や、その仕組み、各種制度など、投資行動の実践に際しての基礎的な情報も経済情報に含まれるといえる。

語群（①新聞、②電話、③インターネット、④ＧＤＰ、⑤失業率、⑥鉱工業生産、⑦新商品）

【問2】　証券投資分析の方法は、大別して二つに分かれる。

経済実体の分析や、個別企業業績の業績予想などから投資対象を選択する（6　）分析と、株価や指数の過去の価格変動を基に投資タイミングを決定するテクニカル分析である。

（6）分析は、景気指標の動向を基にして経済情勢を分析、現状の情勢下で業績の拡大が望める業界（セクター）を判別、さらにセクター内の相対比較から投資対象企業を選択するトップダウン・アプローチと、個別企業を取り巻く経済環境を基にして、企業の業績推移を分析、今後の業績予想から投資対象企業を選択する（7　）・アプローチに分かれる。

語群（①ファンダメンタルズ、②テクニカル、③業界、④トップダウン、⑤ボトムアップ）

【問3】

実際の収集においては、時間的制約がなく、ＰＣや携帯端末などの使用が可能なインターネットがメイン

となろう。景気指標などを発表する、（８）府や（９）産業省、金融庁などの政府機関や、証券関連団体、公開企業などはそのほとんどが独自のサイトを持つ。また、「man@bow」や「証券入門（東京証券取引所）」のような経済学習専門のサイトを利用すれば、効果的に投資の基礎知識の修得が可能となろう。

語群（①厚生、②内閣、③財務、④経済）

【問４】 日本と米国の個人（10）を比較すると、非常に大きな相違点がある。米国においては（11）は金融資産の約一三％しかなく、（12）が半分以上を占めているが、逆に日本においては（11）が半分以上であり、（12）は約一一％しかないのである。

語群（①金融資産、②現金・預金、③保険商品、④有価証券）

【問５】 企業が金融資本市場で資金を調達するルートには大きくわけて（13）と直接金融の二つがある。（14）の仕組みを効率よく運営するためには、金融取引の不確実性による損失は投資家の責任に帰するという投資家の（15）原則と、資金調達を行う企業による公平かつ積極的な（16）が重要なルールとなる。企業が、情報開示や対話を通じて、投資家に対して企業を正しく理解してもらうための広報活動はＩＲ活動と呼ばれ、最近注目を集めている。

語群（①直接金融、②間接金融、③相対取引、④情報開示、⑤自己責任、⑥投資家保護）

【問６】 投資を行なう際には（17）価値の見極めが重要である。それら（17）価値を得るために犠牲にする価値を（18）価値と呼ぶ。一般的に、高い（17）価値を得るためには、高いリスクを取る必要があると言われている。

語群（①将来、②過去、③現在、④株式）

【問７】 証券投資にはさまざまなリスクが伴う。リスクの分類においても考え方はいろいろあるが、通常元本や利息等の支払が不履行になるリスクを（19）という。

金利、価格、為替等の変動によるリスクを（20）、また、予想できないインフレにより生じる実質的な収益率の不確実性リスクを（21）という。

語群（①決済リスク、②信用リスク、③オペレーションリスク、④変動リスク、⑤インフレリスク）

【問８】 資産運用において、リスクを低減させる方法として（22）がある。この場合のリスクは各資産から得られる収益率のバラツキすなわち標準偏差で定義する。

（22）には大きく分けて（23）分散と（24）分散がある。

前者は運用する資金の投資対象を分散させる方法である。投資した資産間で利益、損失を相殺し、結果的に収益を安定させる。

後者にはいわゆる（25）投資がある。短期的な資産価値のフレに左右されることなく安定的に収益を得る方法で、いわば時間を見方につけた投資方法と言える。

では、リスクを低減させると収益はどのようになるのであろうか。期待収益が同じ場合、リスクが小さくなると、リスクが大きい場合と比較してより小さな収益、場合によっては損失を得る可能性は小さくなるが、より大きな収益を得る可能性も小さくなる。

資産運用においてリスクを低減する目的は、安定的に期待した（26）を得ることである。

語群（①集中投資、②分散投資、③資産、④時間、⑤地域、⑥格付、⑦長期、⑧短期、⑨収益、⑩損失）

【問9】 運用環境を考えるに当たっては、国内の（27）動向や（28）の水準を理解することが重要である。また（29）レートを考えるに当たっては、これらの動向や水準を海外と比較することが重要となってくる。

語群（①株価、②為替、③金利、④景気、⑤景況感格差、⑥対外収支、⑦輸出、⑧輸入、⑨黒字、⑩赤字）

【問10】 為替変動に影響を与える要因としては、（30）、対外収支、金融政策・財政政策などが考えられる。（31）とは、ある国が外国との間で行った財貨、サービス、各種の経済金融取引やそれに伴って生じる資金の流れなどをまとめたものである。

例えば、企業が（32）により得た外貨を、円に転換する場合に円買い需要が発生する。このため日本の貿易収支が（33）になれば円高傾向になりやすいと言える。

語群（①株価、②為替、③金利、④景気、⑤景況感格差、⑥対外収支、⑦輸出、⑧輸入、⑨黒字、⑩赤字）

【問11】 一ドル＝一〇〇円のレートが（34）格差を反映して一年後に九六円になったとする。この期間の日本の金利が一%、米国の金利が六%であれば一〇〇円を日本金利で運用した場合は一年後に一〇一円になる。米国金利で運用した場合は一〇一・七六円［一ドル×（一＋六%）×九六円］となり、投資家は（35）で運用した方が有利になる。インフレ率格差四%よりも（36）五%の方が大きいからである。どちらの国の金利が投資家にとって有利であるかを判断する場合に（37）が利用される。（37）とは、金利（名目金利）から（期待）インフレ率を引いたものであり、こ

の式を（38）という。

語群（①景況感、②日本、③米国、④インフレ率、⑤インフレ率格差、⑥金利格差、⑦名目金利、⑧フィッシャー関係式、⑨実質金利）

【問12】外国証券の価格変動の最も特徴的なことは、（39）の変動がその要因の一つとなることである。債券、株式の価格変動にプラスして為替変動が新たに加わる。

例えば、A社の株価が一〇〇米ドルから一一〇米ドルへ上昇したとする。

その投資収益は、ドル建てでは（40）－（41）＝一一〇÷一〇〇＝一・一（倍）と算出される。この間、米ドル通貨が一四〇円から一二〇円に対円で下落したとすると、円換算での投資収益は、一・一（42）×（一二〇÷一四〇）（43）＝〇・九四（倍）となり、マイナス六％の損失となる。

語群（①為替、②通貨、③リスク、④一〇〇、⑤一一〇、⑥一四〇、⑦米ドル建ての投資収益、⑧円建ての投資収益、⑨円ドルレートの変動率）

【問13】株価（P）の変動要因は次の式で表される。この式では、分子の（44）（＝利益）が今よりも増加するか、分母の（45）や（46）が今よりも低下するか、分母の（47）が今よりも高くなれば株価が増加する。従って、株価の予測は、これらの項目を予測することになる。

$$株価（P）＝\frac{(44)}{[\{(45)+(46)\}-(47)]}$$

語群（①株価、②一株当り配当、③市場金利、④為替、⑤リスクプレミアム、⑥利益の成長率）

【問14】一株当り利益（ＥＰＳ）は、当期利益を発行済み（48）で割ったものである。このＥＰＳと（49）を比較したものを株価収益率（50）という。株価が一株当り利益に対して何倍かを示す指標で、割安・割高を考える際の代表的な指標。

（50）が二〇倍ということは、一株当り利益が今のまま二〇年継続すると、購入金額が回収されるという意味を持つ。

語群（①時価総額、②ＲＯＥ、③ＰＥＲ、④株式数、⑤株価、⑥日経平均）

【問15】金融商品とは将来の（51）を受け取る権利である。

金利が上昇すると債券価格は（52）し、金利が低下すると債券価格は（53）する。

語群（①利息、②キャッシュフロー、③安定、④下落、⑤上昇）

【問16】金額一万円、利率年一〇％の場合の、一年複利

の計算は次のようになる。（税金等は考慮しない）

預入時から一年で（54）円の利子が発生する。解約せず、そのまま保有すると、その一年後、さらに（54）円の利子と、最初の利子（54）円が（55）円の利子を生む。預入から二年後に解約した場合は、元利合計で一二、一〇〇円の受取りとなる。

語群（①一、②一〇、③一〇〇、④一〇〇〇、⑤一〇〇〇）

【問17】投資信託とは、（56）から集めた資金を集合し、投資家以外の者が主として（57）や（58）などの有価証券で運用し、その収益を（59）に応じて投資家に分配する仕組みの商品である。

語群（①銀行、②証券、③複数の投資家、④株式、⑤債券、⑥土地、⑦投資額）

【問18】（60）とは、投資家が保有する有価証券の集合体、もしくは個々の投資家が保有している金融資産の集合体のことを指す。もともとは紙ばさみを意味する言葉であったが、有価証券は紙ばさみに挟んで保管されることが多かったため、この言葉が保有証券を意味するようになった。ポートフォリオを組成する主な目的の一つに（61）の軽減があるが、それは（62）の考え方と同一である。その方法には、資産分散、（63）、銘柄分散などがある。

語群（①デリバティブ、②ポートフォリオ、③リスク、④長期投資、⑤分散投資、⑥地域分散）

【問19】人は、普段は（64）な行動をするのに、時に理屈に合わない行動を取ることがある。たとえば、深く考えずに「こちら」を選んでしまうことがよくあるが、少ない努力で即座に物事を判断してしまうことを（65）という。このうち、典型的と思われるものや、すでに持っている知識・経験を判断に利用することを（66）という。また、一般的に受け入れられていることや第一印象などに判断がひきずられやすくなることを（67）という。ただ、その結果、とる判断が誤ったものになりかねないため、心理的な落し穴に陥らないことが重要といえよう。

語群（①合理的、②直感的、③ヒューリスティック、④代表的ヒューリスティック、⑤固着性ヒューリスティック、⑥粘着性ヒューリスティック）

【問20】

債券の応募者利回りを表す次の式を完成させなさい。

$$\text{応募者利回り} = \left(\frac{(68)\,(\text{円}) - \text{払込金額}\,(\text{円})}{(70)\,(\text{年})} \Big/ \text{払込金額}\,(\text{円})\right) + (69)\,(\%) \times 100$$

語群（①利率、②応募者利回り、③払込金額、④償還

金額、⑤残存期間）

【問21】

以下の前提で、円ドルの一年先渡レートを求めなさい。

・米ドル一年間安全資産利子率　五％
・円建て一年間安全資産利子率　一％
・円ドルレート一〇〇円

一ドルを一年間ドル安全資産で運用した場合の一年後の元利合計

一×（71）＝（71）ドル

一〇〇円を一年間安全資産で運用した場合の一年後の元利合計

（72）×（73）＝一〇一円

一年先渡レート

（74）円÷（一・〇五）＝（75）円

語群（①九六・一九、②一〇一、③一・〇五、④一〇〇、⑤一・〇一）

（Ⅱ）①～③のうちからいずれか一問を選択し、解答せよ。

① 銀行と証券市場の金融仲介機能について、その違いを述べよ。

② 証券投資のリスクといわれるものを三項目記述し、その内容について述べよ。

③ 個人投資家が投資信託を購入するメリットを、株式投資をする場合と比較しながら述べよ。

▼ロイヤリング　……福田健次講師

1～3の問題の中から、二問を選択して答えなさい。

1 福岡で、ある強盗殺人事件の刑事弁護の国選弁護人を選任するについて、全員が辞退したので、最後にあみだくじで担当者を決めたという報道がありました。

現在、国選弁護については、弁護士会では必ずしも義務にはなっていません。弁護士である以上、国選弁護についても義務として断ることができないようにすべきであるという意見があります。その一方、希望しない人に国選弁護をさせることは、必ずしも被告人の利益にならないのではないかという反論があります。

国選弁護をやらない弁護士にはペナルティを課すべき（例えば、特別会費を徴収するなど）という意見など、現在弁護士会で議論がなされています。

これらのことがらについて、自分の考えを一二〇〇字以内でまとめなさい。

2 Aマンションは一階が店舗、二階～一〇階までが住居専用の複合マンションである。Aマンションに次のような管理規約がある場合、以下の行為を法的に禁止することが出来るか。禁止の具体的態様について根拠条文をあげて説明しながら、禁止の可否について具体的に論じて下さい。

(1) 三〇五号室の区分所有者が自己の住戸部分で学習塾を開いている。

(2) 八〇二号室の賃借人が自室内でチワワを飼っている。

【管理規約（抜粋）】

第1条 この規約はAマンションの管理または使用に関する事項について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。

第10条 区分所有者はその専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

第36条 区分所有者は、犬、猫、その他大きさにかかわらず住戸部分においてペットを飼育してはならない。

3 次のⅠ～Ⅳの設問のうち、二問について答えなさい。

Ⅰ あるマンションに暴力団員が入居し、組事務所兼賭博場として使用している場合、マンションの他の住民はどのような手段をとることができるか（少なくとも区分所有法上の手段について触れること）。

Ⅱ (1) 休日に自宅にいたところ、海外交流研究所と名乗る業者が突然訪問し、語学教材の購入を勧められた。あまりに熱心に勧誘されるので購入したが、その後、特に興味があるものでもなく、高額であったことから、返品の上、代金を返してもらいたいと思うようになった。この場合、契約を解除することはできるか。購入後二週間後に解除をしたいと思った場合はどうか。

(2) 街を歩いていたら、「海外旅行が当たるキャンペーンをしています。説明をするのでお時間を下さい。」と声を掛けられた。ついて行くとビルの一室に連れられてダイヤの指輪を勧誘された。五〇万円もしたが綺麗なダイヤだったので、買ってみてもいいかと思い、ローンで購入することとした。ところが、一か月後、知り合いの宝石商に見せたところ、二万円程度の価値しかないと言われた。この場合、これ以上ローン代金を支払わない方法はあるか。

Ⅲ 建物の賃貸借契約において、

(1) 原状回復義務の意義について述べた上で、借主が賃貸借契約終了時に負担すべき原状回復義務の範囲について論じなさい。

(2) 賃貸借契約書の特約に「壁紙・床の張替え、畳の表替えは借主の負担とする。」との記載があった場合、借主はこれらのリフォーム費用を支払わなければならないか。法的根拠を示しつつ論じなさい。

Ⅳ 医療過誤事件における証拠の偏在について論じた上で、医療機関に民事責任を追及する上で必要とされる証拠とその収集方法について述べなさい。また、民事訴訟法上、患者側の立証責任を救済すべき制度として

どのようなものがあるか。

▼公民科教育法　……後藤正人講師

次の二問について、論述しなさい。

1　「平和教育」の一環として、本時に植木枝盛「無上政法論」と増田嘉太郎「止戈為武ノ説」を教材研究して、彼らの平和思想を学びたいと思います。(1)「平和教育」全体の目的と計画、(2)本時の目的、(3)二つの資料の教材研究、(4)本時の授業計画案、を述べなさい。

2　公民科教育における「時代性」と「地域性」の問題を論じなさい。

平成一六年度二学期試験問題　高等司法研究科

▼公法2　……松本和彦教授
　　松井茂記教授

第1問　以下の仮設事例を分析し、設問に答えなさい。

（事例）　某政党の政治団体は日本歯科医師連盟（日歯連）から一億円の政治献金を受領したにもかかわらず、そのことを政治資金収支報告書に記載していなかった。そこで東京地検特捜部が、政治資金規正法違反の容疑で某政党の政治団体の会計責任者と日歯連の前会長を起訴するとともに、政治団体の長を務めていた元首相を任意で呼んで事情徴収した。

　一方、この事件の背後にもっと大きな汚職問題があるとにらんだ新聞記者Aは、関係者を精力的に取材して、その結果を記事にまとめて連日報道していた。

　他方、政治資金規正法の改正について審議していた参議院は、法律改正のためにも、この事件の詳細を知る必要があると判断し、関係者を参議院の特別委員会に証人として喚問しようと計画している。参議院が喚問を予定しているのは、元首相、会計責任者、日歯連前会長、東京地検の担当検事、新聞記者Aである。

（設問）　参議院によるこの証人喚問にはどのような憲法上の問題があるか。

第2問

　A県立B高等学校に在学していたCは、校内で煙草をすっていたことを理由に職員室に呼び出された。Cは事実を強く否定したが、担任から「おまえが煙草を校内ですっていたのを見ていたものがおる」と聞き、「それは誰ですか」と尋ねたのに、「それは言えん」といわれただけであった。Cは抗議したが、一週間の停学処分となった。一週間後、Cはいつもどおり通学したが、担任教師と生活指導教師がいきなり教室に現れ、Cの同意もなしに、Cのかばんとロッカーをあけて所持品検査を行い、ロッカーから煙草が見つかったことから、反省の態度が見られないとして、今度は退学処分を受けた。退学処分に先立って、Cにはなんらの反論の機会は与えられなかった。Cによれば、この煙草は友達のものを預かっていただけで、自分では煙草をすっていないという。

　Cから相談を受けたとして、処分の手続の違法性をどのように主張すべきか、論じなさい。

〈資料1　A県立B高等学校学則〉

第1章　総則

（趣旨・目的）

第1条　この学則は学校教育法第四九条、学校教育法施行規則第四条、A県立高等学校の管理運営に関す

る規則（昭和○○年A県教育委員会規則第○号）第○○条、及びA県高等学校学事通則第○○条の規定にもとづき、A県立B高等学校（以下「本校」という）について必要な事項を定めるものとする。

（課程　学科）

第2条　課程、学科及び生徒定員は、A県立高等学校の管理運営に関する規則第○条に規定される別表による。

第3条　修業年限は3年とする。

第2章　学年学期及び休業日

（学年）

第4条　学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第5条　学期は、次のとおりとする。

第1学期　4月1日から8月31日まで

第2学期　9月1日から12月31日まで

第3学期　1月1日から3月31日まで

（休業日）

第6条　授業を行わない日（以下「休業日」という）は、次のとおりとする。

(1)　国民の祝日に関する法律に規定する日。

(2)　土曜日、日曜日

(3)　学校創立記念日

(4)　春季休業日　3月24日から4月7日まで

(5)　夏季休業日　7月21日から8月31日まで

(6)　冬季休業日　12月25日から翌年1月7日まで

(7)　前各号に定めるもののほか校長が教育上特に必要と認め、A県教育委員会（以下「県教委」という）の承認を得た日。

……

第4章　単位の履修・卒業等

（単位の履修）

第9条　履修する各教科科目の単位は、県教委の承認を受けた教育課程により定める。

（単位の認定）

第10条　校長は、生徒が教育計画に従って、教科科目を所定の時間履修し当該学年におけるその成果が、その教科科目の目標からみて満足できるものと認めた場合は、当該学年の学年末において、その教科科目について所定の単位を修得したことを認定する。

（卒業の認定）

第11条　校長は、本校所定の教育課程を履修修得したことを認めた生徒に対して卒業を認定する。

（卒業の時期）

第12条　卒業の時期は、最終学年の3月とする。

（卒業証書）
第13条　校長は、卒業を認定した生徒に対して、別記様式第一号の卒業証書を授与する。
（証明書の交付）
第14条　校長は、必要と認めた者に対して、次に掲げる証明書、その他の証明書を交付することができる。
(1)　卒業証明書（別記様式第2号）
(2)　在学証明書（別記様式第3号）
(3)　単位修得ならびに成績証明書（別記様式第4号）
(4)　生徒証（別記様式第5号）
(5)　通学証明書

第5章　入学、転学、出席停止、休学、退学、その他
（入学許可）
第15条　入学は校長が許可する。
2　入学者の選抜は県教委が定める当該年度のA県公立学校入学者選抜要綱により行う。
（入学許可の時期）
第16条　第1学年に入学を許可する時期は、4月1日とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
（入学の資格）
第17条　第1学年に入学を許可することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。
(1)　中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者
(2)　外国において学校教育における9年間の課程を修了した者
(3)　文部大臣の指定した者
(4)　その他、校長において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
（通学区域）
第18条　通学区域は、A県公立学校の通学区域に関する規則の別表による。）
（入学願書）
第19条　第1学年に入学しようとする者は、保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者がないときは後見人をいう。以下同じ）と連署した別記様式第6号による入学願書を出身中学校を経て、校長に提出しなければならない。
（編入学）
第20条　第2学年以上に編入学することのできる者は、担当年令に達し、前学年の課程を終了した者と同等以上の学力があると校長が認めた者とする。
2　第2学年以上に編入学しようとする者は前条の規定に準じて入学願書を校長に提出しなければならない。

3　前項の入学は学年の初めにおいて欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができる。

（転学）

第21条　本校から他校へ転学しようとする生徒は、保護者と連署した別記様式第7号による転学願を校長に提出して許可を受けなければならない。

2　他校から本校に転入しようとする生徒は、前項の規定に準じて、別記様式第8号による転入願を校長に提出しなければならない。

3　前項の転入は欠員があり、かつ、やむを得ない事由があって校長が適当と認めるときは、転学を許可することができる。

（出席停止）

第22条　伝染病にかかり、またはそのおそれのある生徒に対し、校長は、校医または保健所長の意見を聞いて出席停止を命ずることができる。

（休学）

第23条　病気その他のやむを得ない事故により3カ月をこえて出席することができないため休学しようとする生徒は、保護者と連署した別記様式第9号による休学願に医師の診断書を添えて、校長に願い出なければならない。

2　校長は前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。

3　休学の期間は1年以内とする。ただし、校長は、特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

（復学）

第24条　休学期間内にその事由が消滅し、復学しようとする生徒は、保護者と連署した別記様式第10号の復学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2　前項の場合において校長は、教育に支障がないと認めたときは、復学を許可することができる。

（退学）

第25条　疾病その他の事情により退学しようとする生徒は、保護者と連署した別記様式第11号による退学願を校長に提出しなければならない。

2　校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、退学を許可することができる。

（死亡等の届出）

第26条　生徒が死亡したときは、保護者は別記様式第12号による死亡届をすみやかに校長に提出しなければならない。

2　生徒が住所または氏名を変更したときは、保護者は別記様式第13号による生徒住所（氏名）変更

届をすみやかに校長に提出しなければならない。

（欠席等の届出）

第27条　生徒が欠席しようとするときは、保護者は欠席届を校長に提出しなければならない。

2　生徒が遅刻または早退したときは、保護者はすみやかに届を校長に提出しなければならない。

（保証人等）

第28条　保護者は生徒の保証人を定め、すみやかに別記様式第14号による保証人届を校長に提出しなければならない。

2　前項の保証人は、校長の定める地域内に住所を有し独立の生計を営む者でなければならない。ただし、校長において不適当と認めたときは、変更させることができる。

3　保証人または保護者は、住所を変更したとき、すみやかに別記様式第15号による保証人（保護者）住所変更届を校長に提出しなければならない。

（宣誓書等）

第29条　入学を許可された生徒は、入学許可の日から10日以内に別記様式第16号による宣誓書とともに、保護者及び保証人が連署した別記様式第17号による誓約書を校長に提出しなければならない。

2　保護者または保証人が死亡その他の事由により欠けたときは、すみやかにこれにかわる者を定め、前項の規定に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。

第6章　賞罰

（表彰）

第30条　校長は、学業、人物その他について他の模範と認められる優秀な生徒を表彰することができる。

（懲戒）

第31条　校長及び教員は教育上必要があると認めるときは生徒に懲戒を加えることができる。

2　懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

3　前項の退学は、次の各号の1に該当する生徒に対して行うことができる。

(1)　性行不良で改善の見込がないと認められる者。

(2)　学力劣等で成業の見込がないと認められる者。

(3)　正当な理由がなく出席常でない者。

(4)　本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第7章　授業料その他の費用徴収

（授業料その他の費用の徴収）

第32条　授業料その他の費用徴収の額及び方法については、A県立学校授業料等徴収条例（昭和〇〇年A

県条例第○○号）の定めるところによる。

（授業料の減免）

第33条　生活困難等により学資の負担にたえないと認められる生徒の授業料の減免については、A県立高等学校授業料等の減免に関する規則（昭和○○年A県教育委員会規則等第○○号）の定めるところによる。

（授業料滞納者に対する措置）

第34条　校長は、授業料を所定の期日から3ケ月を経過してもなお正当な理由がなくて納付しない生徒に対して、出席停止を命じることができる。

第8章　補則

（細則）

第35条　この学則の施行に関し、必要な細則は別に定める。

（施行期日）

この学則は昭和○○年4月1日から実施する。

〈資料2　学校生活の留意点〉

A県立B高校の生徒として、学校生活の留意点をよく理解し遵守していく。

1　校舎内は静粛にし、明るく挨拶する。

2　自習時間は他に迷惑をかけないようにし、自学自習の習慣を身につけよう。

3　登下校時の服装はすべて制服とし、質素と清潔を旨とする。

……

4　通学靴、鞄については制服の品位を損なわないこと。

5　頭髪は男女共清潔を心がけ、パーマ、毛染め、脱色、化粧、ピアス等は禁ずる。

6　登校後は授業終了まで許可なく外出しない。

7　授業時間を厳守し、遅れることのないように心がける。欠席・遅刻・早退・欠課の場合はその都度すみやかに担任に届け、特に急に、欠席・遅刻せざるを得ない場合は、当日朝学校へ保護者から電話連絡を必ずしてもらい、欠席届は後日必ず提出すること。遅刻の際には、その理由の如何にかかわらず入室許可書の発行を受けてから教室に入室する。

8　原付自転車、自動二輪、自動車等での通学は禁止。通常最寄駅またはバス停からの徒歩通学とし特に届出て許可された場合のみ自転車での通学を認める。自転車通学者は、自転車交通のルールの講習等を受け、本校自転車通学生徒心得を熟知し、これを遵守しなければならない。万一、不注意による事故を起こしたり、自転車心得に違反したときは、自転車通学許可を取り消すことがある。原付、自動二輪、自動車免許の取得を禁じる。やむを得ない事情がある場合にのみ保護者、

担任で協議の上許可される場合がある。

9　遺失物、拾得物は必ず係りの教師に届ける。

10　キャンプ、合宿等は所定の手続きを経て行う。

11　部活動は規則正しく行い、その規定時間については、夏季（4月1日～10月19日）は18：00まで、冬季（10月20日～3月31日）は17：30までとする。

なお、規定時間を延長する場合は所定の手続きを行う。

……

12　校内での集会・募金・掲示・貼紙・陳列・配布等をするときは所定の手続きを行う。

13　アルバイトは原則として禁止する。特にやむを得ない事情のある場合は必ず担任に相談し、保護者、学校、当該事業所三者の密なる連絡のもとに許可されるものとする。

14　遠隔地への旅行や宿泊を伴う旅行をするときは事前に担任に届出ること。

15　校舎、工具を破損等した場合は、必ず担任か係の教師に届ける。

16　教科活動、部活動に必要でない貴重品、娯楽品、雑誌、楽器、ウォークマン等を学校へもってきてはいけない。

17　喫煙、飲酒、窃盗、暴力行為、交通違反等、違法行為はすべて厳禁する。

〈資料3　喫煙等に関する懲戒処分についての内規〉

1　校内で煙草を所持していた場合は、喫煙をしていたものとみなす。

2　校内で喫煙をした場合は、理由の如何を問わず、一週間の停学処分とする。

3　校内で喫煙をしたことを理由として懲戒処分を受けた生徒が、再度喫煙をした場合は、理由の如何を問わず、退学処分とする。

▼民法3　……平田健治教授

第一問　AはBからB所有の建物の二階部分を飲食店経営の目的で賃借した。その際、無断の譲渡または転貸の場合には無催告解除されても異議ないなどを特約した公正証書を作成した。Aとしては、近くで飲食店を経営していたものの、この場所では、他人に経営を任せるつもりであり、当初は見込みのある自分の従業員を当たらせていたが、あまり長続きせず、四人ほど交代した後、後継者のあっせんを宅地建物取引業者Cに依頼していた。Cの仲介で、店舗賃借のあっせんを依頼していたDとの間に「店舗委託契約書」という表題の契約が成立し、DはAに毎月の収益のうち、六万円を経営利益金として支払い、残余は自己の収入とする旨が約された。AがCに作らせた上記契約書がこのような表題をもつのは、AがB

との特約を考慮したためであった。Dは経営を始めしばらくした頃に、店舗にクーラーを設置する工事を始めた。階下に事務所を持つBは、Aが自己の従業員を経営に当たらせていた経緯から、今回もそうだと思っていたところが工事を始めたので、Aの従業員ではないのか、と問いただしたところ、上記のAD間に成立した契約書を見せたので、契約違反だ、明渡だと迫った。DはAに対し、Bとの関係を解決してほしいこと、それができないときは上記経営利益金の支払を今後留保する旨を伝えた。ところが、その後しばらくしてAはBとのトラブルを解決しないまま、Dに対し経営利益金の不払いを理由として上記AD間の契約を解除し、明渡を請求してきた。他方、Bからも、Aに対しては解除にもとづく明渡請求、Dに対しては店舗の不法占拠を理由として損害賠償請求をしてきた。Dはそれぞれに対して、いかなる主張ができると考えられるか。

第二問　中学生Aがある日曜の午前一〇時頃、青信号で横断歩道を横断中、左から制限時速四〇キロにもかかわらず五〇キロで運行し、かつ前方不注意であったBにはねられた。BはCタクシー会社に勤める運転手であった。さらにその数秒後、Aが路上に苦しみつつ横たわっていたところを右から同様に時速六〇キロで運行し前方不注意であったDにさらにはねられた。Dが運転していた車は、Eが当日路上に駐車してあったものを盗んだものであった。Aは病院に搬送されたが、その夜死亡した。Aの死亡による損害は三〇〇〇万円とする。Bがさっそく Aの遺族に会い交渉したところ、Bの誠意が伝わったのか、三〇〇〇万円を二〇〇〇万円に減額するとの了承を遺族から得た。Bがこの二〇〇〇万円全額を支払ったとする。Bと他の当事者の関係はどうなると考えられるか。

第三問　不法行為における過失の判断基準としての、いわゆるハンドの定式を以下の用語を用いて説明せよ（その際、図やグラフ等を用いてもよい。）。その上で、この定式を用いるのにふさわしい場合とそうでない場合を論ぜよ。

用語：予測される損害、回避コスト、効率性、法的義務

▼民法4……松川正毅教授

1　最判昭和四四年五月二九日民集二三巻六号一〇六四頁の事実を参考にして以下の問いに答えよ（資料省略）。

(1)　事実を要約し、その判旨を述べよ。判旨に関しては、その大意を記述すること。

(2)　下記の問いに答えよ。

a　何故、嫡出否認を待つまでもなく、認知が可能なのか？

b　嫡出否認の訴えと親子関係不存在確認の訴えの異同について述べよ。

c　本判例の述べる親子関係否定のための理論は、現在ではどのように理解されているか？

d　ＡＩＤによって生まれてきた子は、この判旨によれば、身分は安定していると言えるか？　法的身分のより安定化のためには、どのような理論が必要か？

2　最判平成一一年六月一一日民集五三巻五号八九八頁の事実を参考にして以下の問いに答えよ（資料省略）。

(1)　事実を要約し、その判旨を述べよ。判旨に関しては、その大意を記述すること。

(2)　以下の問いに答えよ。

a　今までの理論では不明瞭であった点は何か。また、この判決により、何が明らかになったのか。

b　放棄に関する判例とどの点で異なるのか？

c　具体的相続分との関係をどのように考えるか？　具体的相続分とは何か説明をした上で、解説すること。

(3)　持戻しに関する次の問いに答えよ。

相続人の一人を受取人にした保険金も持ち戻すべきか？　なぜこのようなことが問題になるのか？

▼民事訴訟法１　……池田辰夫教授

Ⅰ　以下の設問の中から、一つのみを選び回答しなさい。

1　民事訴訟における代理権にはどのようなものがあるかを指摘した上で、問題が生じると思われるものにつき、具体的な局面を明らかにして、論じなさい。

2　以下の設例を読んで、各小問に理由を付して回答しなさい。

設例　大阪市に居住しているＸは、東京都千代田区に本店を有するＹ会社に対し、平成一六年三月一〇日、弁済期を同年一〇月三一日と決めて二五〇万円を貸し渡した。しかし、Ｙ会社は、期限が過ぎても弁済しない。そこで、Ｘは、Ｙを被告として、貸金返還を求める訴えを提起しようと考えている。

(1)　Ｘは、どこの裁判所に訴えを提起することができるか、具体的に答えよ。

なお、合意管轄及び応訴管轄については考えなくてよい。

(2)　Ｙは、答弁書に、「Ｘから二五〇万円を借り入れたことは認めるが、今、手元不如意で返せない。」と記載し、裁判所に提出した。また、Ｙは、第一回口頭弁論期日においても同趣旨の陳述をした。このようなときでも、Ｘから、Ｙに対し、貸金返還を求める訴えの利益は認められるか。

(3)　Ｙは、第一回口頭弁論期日では(2)のように陳述していたが、第二回口頭弁論期日には、「Ｘから二五〇万円を受け取ったことは認めるが、これは、Ｙが

Xに対して有している請負代金債権の分である。」と述べるに至った。このような陳述の変更は認められるか。

(4) Yは、第三回口頭弁論において、「仮に、Xのいう貸金債権が認められるのであれば、YがXに対して有している商品売買代金債権二八〇万円と相殺する。」と述べた。裁判所が、Xの貸金債権もYの売買代金債権もあるとの心証を得たので、Xの請求を棄却し、その判決が確定した。その後、YがXを被告として、上記売買代金債権二八〇万円の支払を求める訴えを提起した。Yの請求は認められるか。

Ⅱ 以下の文中の空欄にもっとも適切な語句を記入しなさい。

民事訴訟は、権利・法律関係の存否を明らかにすることで、当事者間に存在する紛争を解決するものである。権利・法律関係を基礎づけるため、当事者は裁判所に対して必要な事実を主張し、証拠を提出する。裁判所は、主張された事実を整理し、争いのある事実については証拠を取り調べ、その事実の存否を決する。

裁判官は、証拠調べの結果に加えて、その他、口頭弁論に現れた一切の資料や情報である（①）をも基礎として、事実を認定することになる。このとき、裁判官は、証拠と（①）を自由に評価して、争われている事実があるかないかを判断することができる。この建前を（②）という。日本の民事訴訟法では、この立場が採用されている。

（②）のもとで、裁判官が事実を認定するに際して重要な役割を担うのが（③）である。（③）は、証拠から事実を認定する際にはたらく知識・法則であり、一般常識から高度な専門的特殊知識までさまざまなものが存在する。これは間接事実から主要事実を推認するさいにも機能する。これに対し、甲事実が存在する場合には、乙事実の存在が推認されると法定されている場合がある。この場合、乙事実の証明は必要とされない。これを（④）といい、（②）の例外となる。

ところで、（②）といっても、事実の認定につき裁判官の好き勝手な判断を許しているわけではない。事実を認定する際には、その過程を判決書の（⑤）のなかで明示しなければならない。当事者が、（③）にてらして、その過程に納得がいかない場合には、当該判決につき（⑥）し、これをあらためて争うことができる。その意味で、（②）も、（③）による内在的制約に服しているのである。

一方、裁判官に、上述のような自由な評価を許さない考え方もある。たとえば、契約の成立を証明するた

めには、契約書のような文書が必要であるとしたり、八人の成人女性の一致した内容の証言があれば、それを真実とする、といったことを法定するような場合である。この建前を（⑦）という。こうした考え方は、紛争の前提となる社会がごく単純で、また裁判官の資質に難があったような時代においては価値があったといえる。しかし、複雑高度に社会・経済システムが発展し、また、質の高い裁判官を備えた精緻な司法システムを持つ現在の日本においては、証拠法則における裁判官に対する拘束は、かえって、真実の発見が妨げられるというリスクを生みかねない。

▼刑法1 ……佐久間修教授／島岡まな助教授／安田拓人助教授

【問1】 甲は、一九九五年三月ころから「夜明けの光」教という新興宗教の教祖として、自宅に三〇人ほどの信者を集めて集会や修業を行っていた。また、一九九八年一月ころから医師免許もないのに信者から様々な病気の相談を受け、治療と称して「まじない」のようなものを唱えたりしていた。

資産家の乙（七八歳）は、「夜明けの光」教の創設当初からの熱心な信者であったが、二〇〇四年八月一日脳内出血で倒れて病院に入院し、点滴による水分や薬剤の投与、痰（たん）の除去等の医学的治療を必要としていた。しかし、甲が毎日のように病院に来て、「こんなところにいては治らない。私の力で治してやる」などというのでその言葉を信じ、同様に甲の信奉者であった乙の長男である丙（四二歳）の協力も得て同年八月一五日に退院し、直接甲宅に向かった。

甲は、治療と称して一日三回ほどまじないを唱えるほかは、その生存に必要な保護をいっさい行わなかったため、乙は次第に脱水症状を悪化させて衰弱し、同年八月二二日午前三時ころ、痰を喉に詰まらせて窒息死した。甲は、乙の死亡前からこのような状態を続ければ乙の命はそう長くないだろうと思っていたが、資産家の乙が死ねばそれを相続した長男の丙から多額の寄付が得られると思い、医学的治療を施さなかった。

この場合の甲の罪責について検討しなさい（ただし、特別法違反は除く）。

【問2】 高級ブランドショップに勤めるXは、勤務時間の終了間際である午後五時直前に、店のガラス陳列ケースからダイヤ入り指輪一点を取り出し、しばらく自宅に隠しておいて、将来、ほとぼりがさめた頃に古物商に売り払う意図で、自分のズボンのポケットに入れた。そして、何食わぬ顔で従業員控え室の方へ歩きかけたとき、Xの挙動に不審の念を抱いた警備員AがXに声をかけたため、

咄嗟に店の奥に逃げこみ、従業員用ロッカールームに身を潜めた。AはXを見失ったが、店に戻り指輪が無くなっていることを確認した後警察に通報したため、二〇分後には警察官Bが到着して従業員用出入り口から店の裏側に入り、Xの捜索を始めた。

閉店時間は午後八時のため、この時点で店内にはまだ客がいたが、店長Cは店を閉めず、この騒ぎが客には知られないよう気をつけていた。

Xは事態を察知し、友人Yに携帯電話で「指輪を古物商に売り払うつもりで持ち出したが、警備員に見られて警察も呼ばれ、このままでは逮捕されてしまうので何とか逃げたい。助けてくれ。助けてくれたらこの指輪をやる」と電話し、YはXに加勢するつもりで果物ナイフを持って店に向かった。その後二人は携帯電話で申し合わせ、Yが客を装って六時ころ店に入り、Xも隙を見て店内に再び戻って正面出口から逃げようとしたが、AとBに阻まれ、BがXの腕をつかまえた。それを見たYは、持っていたナイフでBの顔面に切りつけ、全治二週間の傷害を負わせた。

XとYの罪責について検討しなさい（ただし、特別法違反は除く）。

商法2 ……青竹正一教授

〔第1問〕 つぎの(1)(2)(3)の公告がなされた法律上の根拠と公告の目的を述べよ。

(1)

株式の分割に関する取締役会決議公告

株主各位

平成17年1月29日

大阪市北区天神橋七丁目1番10号
株式会社 ミューチュアル
代表取締役社長 三浦浩一

平成17年1月28日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 平成17年5月20日（金曜日）付をもって、次のとおり普通株式1株を1.2株に分割する。
(1) 分割により増加する株式数　普通株式　1,155,600株
(2) 分割の方法　平成17年3月31日（木曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株につき1.2株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる1株未満の端数株式は、これを一括売却または買受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
2. 配当起算日　平成17年4月1日
3. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

1. (1) 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1単元（1,000株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。
(2) 実質株主各位に記載または記録された株主各位には、平成17年5月20日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになります。
(3) 株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成17年5月20日にお届出ご住所にお送り申しあげる予定でございます。
(4) 株式の分割後の単元未満株式の買取りは、平成17年5月20日からお取扱いいたします。
2. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券等保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

名義書換代理人 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
事務取扱場所 ＵＦＪ信託銀行株式会社 大阪支店証券代行部
電話 0120-094-777（通話料無料）
同取次所 ＵＦＪ信託銀行株式会社 全国本支店
野村證券株式会社 全国本支店

(2)

第57期決算公告

平成17年1月29日

大阪市北区中之島三丁目3番3号
泉株式会社
代表取締役社長 伊藤宣彦

貸借対照表要旨
（平成16年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	22,326	流動負債	15,094
現金預金	4,631	支払手形	1,614
受取手形	5,256	買掛金	10,579
売掛金	11,352	短期借入金	1,548
商品	1,269	その他流動負債	1,353
その他流動資産	435	固定負債	1,239
貸倒引当金	△618	負債合計	16,334
固定資産	5,955	資本の部	
有形固定資産	1,282	資本金	505
無形固定資産	15	資本剰余金	28
投資その他の資産	4,657	利益剰余金	10,933
		株式等評価差額金	1,081
		自己株式	△600
		資本合計	11,948
資産合計	28,282	負債・資本合計	28,282

（注）1. 有形固定資産減価償却累計額　1,095百万円
2. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額　1,081百万円
3. 一株当たり当期純利益　108円62銭

損益計算書要旨
（自 平成15年11月1日 至 平成16年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	44,543
営業費用	42,726
営業利益	1,816
営業外収益	221
営業外費用	145
経常利益	1,893
特別利益	34
特別損失	180
税引前当期利益	1,748
法人税等調整額	737
当期純利益	1,003
前期繰越利益	173
当期末処分利益	1,177

〔第2問〕　つぎの事実関係およびXと$Y_2$$Y_3$の主張から、(1)請求原因1、2の行為について$Y_1$$Y_2$$Y_3$は損害賠償責任を負うか、(2)Xの訴えを却下できるかを述べよ。

A会社は、東証一部上場会社であり、B銀行をメインバンクとしていた。株の仕手戦を手掛けていたY_1は、昭和六一年にY_1が代表取締役となっていたC会社の名義および個人でA会社株を大量に買い付け、昭和六二年にC会社はA会社株三二五万株を保有する筆頭株主になり、Y_1も三〇〇万株を保有する大株主となった。

Y_1は、A会社株の大量保有を背景に、昭和六二年六月に取締役に就任した。Y_2は、B銀行の副頭取を経て、昭和六三年六月にA会社の代表取締役社長に就任、平成元年一一月から三年一月まで取締役会長の地位にあった。

(3)

新株式発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成17年1月29日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社ワークスアプリケーションズ
代表取締役
最高経営責任者　牧野正幸

平成17年1月28日（金曜日）開催の当社取締役会において、新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 公募による新株式発行
(1) 発行新株式数　普通株式　14,000株
(2) 発行価額　日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により決定する。
(3) 発行価額中資本に組入れない額　上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(4) 募集方法　一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、岡三証券株式会社、新光証券株式会社及びＵＢＳ証券会社に連帯して全株式を買取引受けさせる。
(5) 払込期日　平成17年2月22日（火曜日）から平成17年2月24日（木曜日）までの間のいずれかの日。
(6) 配当起算日　平成17年1月1日
(7) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 第三者割当による新株式発行
(1) 発行新株式数　普通株式　2,100株
(2) 発行価額　上記1.(2)に記載の公募による新株式発行における発行価額と同一とする。
(3) 発行価額中資本に組入れない額　上記(3)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(4) 払込期日　平成17年3月23日（水曜日）
(5) 割当先及び割当株式数　大和証券エスエムビーシー株式会社　2,100株
(6) 配当起算日　平成17年1月1日
(7) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

株式売出しのお知らせ

上記公募新株式の募集と併せて、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主から2,100株を上限として借受ける普通株式の売出しを行うことがあります。

Y_3は、生え抜きで、昭和六三年六月にA会社の専務取締役、平成三年一月に代表取締役副社長に就任した。

株式の買取資金としてノンバンクからC会社名義で多額の借入れをしていたY_1は、昭和六三年六月頃から、A会社株を担保にC会社に融資するようA会社およびB銀行に執拗に要求するようになった。平成元年七月、Y_1に強く迫られたY_2は、「貴殿のA会社株のファイナンスあるいは買取りにつきA会社が責任を持って行います」と記載したY_1宛の念書を作成した。そして、Y_1は、この念書とともにA会社株を暴力団に売却したので、その取消しに三〇〇億円が必要である、とY_2を強迫し、その結果、平成元年八月、A会社の債務保証と本社の土地建物の担保提供の下で、B銀行系列のノンバンクDからC会社に三〇〇億円が貸し付けられた（請求原因1）。また、平成二年六月に、Y_1は、C会社の多額の債務のうち二〇〇億円をA会社の完全子会社Eに引き受けさせ、A会社はEが負った債務につきA会社所有の土地に抵当権を設定した（請求原因2）。

Y_1は、平成二年七月、株価操作事件と恐喝で逮捕され、同年九月にA会社の取締役を辞任した。平成四年にC会社は破産宣告を受け、その結果、A会社は多額の損害を被った。そこで、Xは$Y_1$$Y_2$$Y_3$を被告として、株主代表訴訟を提起した。

Xは、平成四年六月頃から、A会社の「経営刷新委員会」を提唱して委員の中心になろうとし、その過程でA会社から取引を打ち切られたXの経営する会社をA会社の事業に吸収させようとしたことがあり、また、A会社の取締役に対し「被告選定判定会の御案内」と題する書面を送付し、これに欠席した取締役は株主代表訴訟の被告とする旨通知していた。

代表訴訟において、Xは、請求原因1、2の行為に関与した$Y_1$$Y_2$$Y_3$は善管注意義務および忠実義務違反の責任がある。また、請求原因2の行為は利益相反取引に該当し、商法二六六条一項四号の責任があると主張した。これに対し、Y_2は、請求原因1の行為はやむをえない判断である、請求原因2の行為は利益相反取引に該当しないと主張した。Y_3は、プロパー役員は本業に専念することが求められ、株式問題はB銀行と同行派遣役員を信頼し、その方針を尊重しながら判断するしかない立場にあった、Xの訴えは私怨を晴らそうとする目的の下に提起された濫訴であると主張した。

〔第3問〕一問選択

(1) 選任決議を欠く登記簿上の取締役に商法一四条を適用して第三者に対する責任を認めることができるか。類推適用を認めるとすると、登記簿上の取締役にいかなる帰責事由がなければならないか。

(2) 商法三二条二項の意義は何か。また、公正なる会計慣行とは何か。

(3) 商法総則でいう営業譲渡と商法二四五条一項一号でいう営業譲渡は同じか。

▼公法5 ……松井茂記教授

問題1

Aは、B県の大学の学生により組織された学生自治会であり、法人格を有しない団体である。〇〇〇〇年〇月〇〇日、B県において全国植樹祭が開催されることとなり、天皇、皇后が右植樹祭に出席するため、B県C市を訪問することとなったため、Aは、天皇来訪、植樹祭開催反対の運動に取り組み、植樹祭開催当日、植樹祭会場の近くで、天皇来訪、植樹祭開催反対の集会、デモを行うこととした。ところが植樹祭が開催されるC市内のすべての公園については、B県から使用許可申請が出されているため集会を開催できず、やむをえず隣接するD村で集会を開催することとし、Aの代表者EがD村役場を訪れ、次のとおり、D村内に所在するF児童公園の使用許可申請書を提出した。

申請者　A　代表者E
行為の目的　集会
行為の内容　反戦・平和をアピールするため
行為の期間　〇〇〇〇年〇月〇〇日午前八時から午後

五時まで
集会参加人数　約三〇ないし四〇名
その後Eは、児童公園の集会参加人数を約一〇〇名に訂正し、それに加えて、次のとおり、隣接するもう少し広いG総合公園の使用許可申請書を提出した。
申請者　A　代表者E
行為の目的　集会
行為の内容　反戦・平和をアピールするため
使用する面積　児童・幼児広場、駐車場
行為の期間　〇〇〇〇年〇月〇〇日午前八時から午後五時まで
集会参加人数　約一〇〇名

D村の村長Hは、D村を代表し、D村公園条例（以下、条例という。）により、D村が設置する公園を管理し、その使用許可、不許可その他の処分をする権限を有する、公権力の行使に当たる公務員であるが、Hは、Aに対し、右各申請について、条例が使用を不許可としうる「管理上支障があると認めるとき」に該当するとして、一括して不許可の処分をした。F児童公園及びG総合公園が植樹祭の会場に比較的近い公園であったが、これらの公園が使用できなかった結果、Aは、植樹祭が開催されるC市から遠く離れた別のI市内でしか集会を開催できなかった。そのためAは、C市において公園がすべて使用できなかったこと、D村におけるF児童公園及びG総合公園の使用不許可について、その違法性ならびに違憲性を争いたいと考えている。

C市は、そもそもAから公園の使用許可申請が出されていない上、当日市内のすべての公園についてB県から使用許可の申請があり、これを承諾したため、たとえAから市内の公園での使用許可申請があっても、不許可とならざるをえず、このことには合理的な理由があり、B県による公園の使用はいずれも植樹祭の警備担当者等の集合等の目的であって、植樹祭に反対する者による集会を開催させないことを目的としたものでも、警備の都合上すべての公園の利用を禁止しようとしたものでもないと主張している。

D村の村長Hは、Aの申請は、いずれも以下の理由から、「管理上支障があると認めるとき」に該当するものであり、不許可処分は違法ではないと主張している。

1　F児童公園の使用不許可について

Aが使用許可申請書を提出したF児童公園は、主として一〇歳までの児童、幼児等の利用に供することを目的として設置された公園であり、また、設置場所は閑静な住宅街にあり、規模も設置標準面積にも満たない小規模な児童公園であるのに対し、Aの申請内容は、日曜日の終日専用使用であり、使用目的も一〇〇人の

大規模な反戦平和アピール集会となっていたことから、このような態様の集会の開催は、地域の子供たちの遊び場を奪うこととなり、更に地域の住民に不安を与えることから、管理上支障があると判断し、不許可処分とした。

2　G総合公園の使用不許可について

B県は、植樹祭を開催するに当たり、H村長に対し、開催日である○○○○年○月○○日の天皇、皇后の昼食場所として、総合公園に隣接するD村立中央公民館の使用を申し入れており、H村長は右申入れを承諾し、G総合公園を天皇、皇后の奉迎場所として指定したが、Aが申し込んだG総合公園の使用場所である駐車場は、奉迎の際の一般奉迎場所、沿道警備及び交通整理隊の休憩場所に、児童・幼児広場は、奉迎者の控場所や休憩所にそれぞれ使用されることとなっていた。それゆえ、Aの申請に係る使用日時が、天皇、皇后の昼食時と重なっており、申込使用場所も天皇、皇后奉迎のために使用することが予定されていたため、管理上支障があると判断して、Aの申請を不許可としたものである。

Aから依頼を受けたとして、どのようにC市及びD村の行為を争うか。その主張を考えなさい。

参考　地方自治法

（公の施設）

第二百四十四条　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2　普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

……

問題2

被告人有限会社Aは、B市に本店を置き、B市の店舗

を販売場として、所轄B市税務署長から酒類販売業の免許を受けて酒類販売業を営んでいるものであり、被告人Cは、被告人有限会社Aの取締役であり、その実質的経営者としてAの業務全般を統括している者であるが、Cは、次のようなシステムを利用して、B市以外の近隣においても酒類の販売を行っていた。

それによれば、被告人らが営業所と呼ぶ店舗の責任者が、Aとの間で商品販売業務契約を締結し、加盟料を支払い、営業所は、Aの扱っている酒類のうち、売れ筋の酒類の種類、銘柄、数量を見極め、自らの判断でAに注文し、その仕入れ代金相当額の保証金を支払うと（前払いが原則である。）、酒類問屋から営業所に直接酒類が納入される。顧客はフリーダイヤルの電話により、Aに酒類を注文する。営業所がオンラインによりAのコンピュータにアクセスすると、顧客の注文内容が伝票として端末機から出力されるので、営業所は、その伝票に従って、保管してある酒類を顧客に配達する。営業所は酒類の配達時に販売代金を受領して保管し、月に一度、一定のロイヤルティを支払い、残額を営業所の利益とする。

ところが、A及びCは、D市内の営業所の責任者Eと共謀の上、所轄税務署長の免許を受けないで清酒等の酒類を販売したとして、酒税法違反で起訴された。Aは、営業所が所在するD市においては、酒類販売免許を有してはいなかった。Cがこのようなシステムを考案したのは、かねてからD市への進出を計画し、酒類販売業免許を所轄D市税務署長に何度か申請していたが、いずれも酒税法第一〇条一一号を理由に免許を拒否されていたためである。Cとすれば、この営業所は「販売所」にはあたらず、このシステムでの酒類の販売は、酒税法九条との関係でなんら問題はないものと考えていた。

Cから、弁護を依頼されたとして、処罰の違憲性をどのように主張すべきか。

参考

○酒税法（酒類の販売業免許）

第九条　酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類（当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の種類（品目のある種類の酒類については、品目）の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。）の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつぱら自己の営業場において飲用に供す

る業については、この限りでない。
……
（免許の要件）
第十条　第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による免許の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができる。
……
十一　酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合
……
（免許の条件）
第十一条　税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を附することができる。
2　税務署長は、前項の条件を附した後において、その必要がなくなつたときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。
○酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第11号関係1　「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある」の意義
法第10条《免許の要件》第11号に規定する「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある」とは、新たに酒類の製造免許又は販売業免許を与えたときは、地域的又は全国的に酒類の需給の均衡を破り、その生産及び販売の面に混乱を来し、製造者又は販売業者の経営の基礎を危うくし、ひいては、酒税の保全に悪影響を及ぼすと認められる場合をいう。

▼地方自治法　……村上武則教授

以下の二問のうち一問を選択して解答せよ。

(1)　ある市が、パチンコ店規制条例をつくり、長の同意がなければパチンコ店を建てさせないこととし、また長の同意なしに建築する者がいた場合には、中止命令を出すことができる旨を定めた。このような場合、どのような問題が法律と条例との間で起こるだろうか。また、法律との関係において問題をクリアしたとしても、条例の実効性を確保するためには、どのような手段があり得るのだろうか。考察してみよ。

(2)　ある自治体が、地方議会の議員による全国ソフトボール大会に参加することを決定し、公費で派遣した。しかし、全国大会の期間中、単に大会に参加して競技するだけで、学習会とか、施設見学の機会等は企画されていな

かった。これにたいして、違法な公金支出であるとして、地方自治法に基づいて住民訴訟を提起したい住民が現れた。二〇〇二年改正地方自治法の住民訴訟の規定に基づけば、どのような形で当該職員に関して、住民訴訟を提起すべきかを考察してみたい。なお、公費派遣について、関わった職員は、議会事務局長（兼総務課長X）、議会議員Y、および随伴した総務課の職員Zであった。最高裁の判例を基礎にして考察してみよ。

▼民法6……吉田光碩教授

以下のモデル事例に関連する下の各設問について自己の見解を述べなさい。

〔モデル事例〕

Bは地主Aから甲土地を賃借し、これに乙建物を建てて、自ら居住するとともに、建物の一部をCに賃貸した。Aは三〇年の契約期間満了を理由にBに対して契約更新拒絶の通知をし、期間満了後に、Bに対して建物収去土地明け渡しの訴えを、Cに対しては建物からの退去請求の訴えを提起した。

〔設問〕

(1)(ア) BはCに対する乙建物の賃貸契約が終了していないことを、Aによる更新拒絶の正当事由不存在の理由として主張できるか。

(イ) 乙建物が賃貸アパートであり、Aが建物賃借人の存在を当然予測できたという事情がある場合はどうか。

(2) Cは自己が更新拒絶の通知を受けていないことを理由に、Aによる更新拒絶は自己に対抗できない（借地借家法三四条一項の類推適用）と主張できるか。

(3) Aに更新拒絶の正当事由があると仮定して、CはBに対する建物賃借権の保全のために、BがAに対して有する建物買取請求権（借地借家法一三条一項）の代位行使（民法四二三条）ができるか。

(4) 甲土地の賃貸借期間中に、AがBのたびたびの賃料延滞を理由に契約解除の調停を申し立て、その調停事件でBが債務不履行を認めて三ヶ月以内に建物を収去して土地を明け渡す旨の調停が成立し、これが確定したとする。Aがこの調停に基づいてCに建物からの退去請求をした場合に、Cはこれを拒絶できるか。

▼民法7……小杉茂雄教授

平常点

▼商法3……山下眞弘教授

レポート試験

次の四問から二問を選択して、判例の立場および学説の対立を踏まえて、理論と実際の両面から検討した上で、各自の見解を示しなさい（なお、判例の存在しない設問については、この限りでない）。

〈1〉　AはBに売買代金支払のため約束手形を振り出し、この手形はBからCに代金支払のために裏書譲渡されたが、後にB・C間の売買契約が解除された。以下の各場合に、AはCからの手形金請求を拒むことができるか。

(1)　Cが商品をBに未引き渡しの場合

(2)　Cが商品をBに引き渡し済みの場合

(3)　上記(2)において、その後さらに、Bが商品の引渡をしないことにより、A・B間の売買契約が解除された場合

〈2〉　Aは、無断でBの名義を使用して、金額五〇〇万円・受取人Cとする約束手形を作成してCに交付したところ、Cは、金額の記載を五〇〇〇万円と改ざんして、これをDに裏書譲渡した。DはA・B・Cにどのような請求ができるか。

〈3〉　Aは約束手形をBに対して振り出し、この手形はBからCに裏書譲渡された。CはA・B間の人的抗弁につき善意であるとして、次の小問に答えよ。

(1)　Cが、A・B間の人的抗弁につき悪意のDにこの手形を裏書譲渡した場合、AはDの支払請求に対し、悪意の抗弁をもって対抗することができるか。

(2)　Cが、本件手形をBに裏書譲渡した場合、AはA・B間の人的抗弁を主張してBの支払請求を拒むことができるか。

〈4〉　約束手形が売買代金の支払に関連して振り出されたが、この手形授受の当事者の意思が不明な場合には、どのような問題が生じるか。当該手形振出人が、手形金請求訴訟の途中で売買代金債券が時効消滅したことを理由に、原因関係消滅の抗弁を主張して手形金請求を拒むことは許されるか。

▼商法4　……山下典孝助教授

レポート試験

(1)　事実のあらまし

〔Yの言い分〕

当社〔Y株式会社〕は、平成元年四月一日に設立され、資本金三〇〇〇万円のインターネット関連会社であります。平成一六年一〇月一日段階において、代表取締役社長A、代表取締役副社長B、専務取締役C、社外取締役D、監査役Eを役員として、プログラマーを含めた従業員五〇名であります。当社の株主は、役員であるAが総議決権の六〇%を、Bがその二〇%、Cがその一〇%を保有し、他の株主は、従業員株主という構成となっております。社外取締役Dは、当社の取引銀行であるF銀行の副頭取であります。

当社は、平成一二年四月一日より役員及び従業員の福利厚生を目的として、G生命保険株式会社からの勧誘にしたがい、総合福祉団体生命保険契約に加入致し、毎年

契約を更新しております。その契約内容は、当社が保険契約者兼保険金受取人となり、被保険者を当社の役員及び従業員とするもので、主契約は、当社の福利厚生規程（死亡退職金規程・弔慰金等）に準拠した保険金の支払を行うものであります。当社は、その主契約とは別に、当社の役員及び特殊な技能を有する従業員に関してはヒューマンバリュー特約を締結しております。従業員数の少ないことから、当該保険契約締結については、各自に被保険者となることについて、異議がある場合には、その旨の届出を出すようメールで通知をしております。

平成一六年一一月一日、当社成立時より取締役であったCが癌により死亡致しました。そこで、当社の死亡退職金規程及び弔慰金規定に従い、予め約定していた死亡保険金二〇〇〇万円が、Cの遺族であるC_1、C_2及びC_3に支払われました。またヒューマンバリュー特約に従い、当社には五〇〇万円の保険金が支払われました。なお、役員の退職金規程・死亡退職金規定・弔慰金規定は、株主が見ることが出来れば見られる状態にしており、且つこれまで株主総会において、役員の退職慰労金の支払いについて株主総会で異議が出たことはなく、八年勤続の平取締役の場合、およそ一〇〇〇万円～三〇〇〇万円程度の退職慰労金の支給が慣行としてなされております。

〔Xの言い分〕

私〔X〕は、Y株式会社成立時から、従業員として勤務しかつ従業員株主として、総議決権の一％を保有するものです。Y株式会社は、成立当時から一〇年間は毎年業績を上げ順調に売り上げを伸ばしていたのですが、取締役Cが提案した沖縄へのリゾート開発事業の失敗が影響して、平成一一年以降は、その際に、負債返済等によって、本業が黒字であるにもかかわらず無配が続くこととなりました。そして、役員は、経営責任をとるかたちで、平成一一年度以降、A及びCは、報酬の五〇％、他の取締役及び監査役も報酬の一〇％を毎年、返上しております。また従業員も、平成一一年度以降、夏と冬の賞与を一律五％カットされております。

今回、Cが癌で死亡したことにより、会社が締結した生命保険契約より、死亡退職金及び弔慰金として、二〇〇〇万円がCの遺族に支払われたと聞きました。しかし、この死亡退職金及び弔慰金の支給については、定款で規定もなく、株主総会において支給及び支給額の決定はなされておりません。また、そもそも、なぜ、会社の経営を悪化させた原因を作った取締役であるCに対して、退職金等の支払をする必要があるのか疑問であります。

（2）　問題

以上の、事実関係を基に以下の設問に答えなさい。

(1)　あなたが、Xから相談を受けた弁護士であるとした

場合、既に支払われた死亡退職金等の支給について、Y社に対して返還を強制するための理論構成を検討しなさい。

(2) 同様に、あなたが、Y社から相談を受けた弁護士であった場合、死亡退職金等の支給の合理性を認めるべき理論構成を検討しなさい。

(3) Xが、Y社の取締役A、B及びDを相手取り、既にCの遺族に支払った死亡退職金等の支払を損害賠償として株主代表訴訟が提起された場合、その訴訟を担当する裁判官として、どのような判決を下すべきか検討しなさい。

▼民事回収法2 ……藤本利一助教授

レポート試験

以下のテーマの中から一つを選択し、今次破産法改正における種々の変更点を明らかにしたうえで、重要と思われる問題点を取り上げ論じなさい。

・破産債権の届出、調査および確定
・担保権と破産財団および配当手続
・法律行為に関する倒産手続の効力
・債権の優先順位
・否認権
・相殺権

▼国際法2 ……黒澤満教授

「国際平和に関する国際法」に係わる国際判例を一つとりあげ、内容を詳細に検討・分析するとともに論評せよ。

▼国際私法2 ……野村美明教授

1 日本のX社は、米国のA社を通じて米国でS製品を販売している。次の設問に答えなさい。

(1) 同様の製品を販売する日本のY社はA社に対して、S製品はY社が有する米国特許権を侵害するからA社を米国で提訴するという警告書簡を送りつけた。X社は①米国におけるA社のS製品販売が米国特許権を侵害しないことの確認と②Y社の上記警告は虚偽でありXの営業上の信用を毀損するから差し止めを求めたい。日本の裁判所で①および②の請求をしたとすれば、どこの国の法律で判断されるだろうか。

(2) Y社が米国企業で、同様の書簡を米国でA社に送っていたのだとしたら、日本の裁判所は①の請求を裁判できるか。

2 「みずほコーポ銀海外向け債権買い取り」（省略）の記事を読んで、次の設問に回答しなさい。

(1) みずほが、図のA社が中国の取引先三社に対して有している売掛債権を買い取るとする。この業務を成功させるためには、売掛債権譲渡が、たとえばA社の債

権者またはA社から同じ債権の譲渡を受けたと主張する「二重譲受人」ら（以下「第三者」という）に対しても有効であることが絶対に必要である。この売掛債権譲渡の第三者に対する有効性はどこの国の法律によって判断すべきか。現行法の解釈に基づいて答えなさい。

(2) 上記(1)の業務をさらに拡大させ、B社、C社が中国、韓国、インドなど複数の国の多数の取引先に有している売掛債権を買い取りたい。現行法の問題点を指摘し、現在立法論として主張されているいくつかの見解のうち、どれが業務拡大のためにもっともふさわしいかを議論しなさい。

▼知的財産法2 ……茶園成樹教授

1 アメリカ人の作家であるAは、英語で小説甲を執筆した。Bは、甲が日本語に翻訳された乙を出版している。

(1) 乙は、Aに無断で、Cによって作成されたものであり、Bはその出版につきAの了解は得ていたが、Cの了解は得ていなかった。この場合、CはBに対して、著作権法に基づいて出版差止めを求めることができるか。

(2) 乙は、Aの了解の下に、CとDによって共同で作成されたものであり、Bはその出版につきAとCの了解は得ていたが、Dの了解は得ていなかった。この場合、Dは、乙をBから購入して販売するEに対して、著作権法に基づいて販売差止めを求めることができるか。

2 劇場用映画甲は、制作会社Aの社員であるBが監督としてその全体的形成に創作的に寄与して作成された映画の著作物であり、映画会社Cがその製作に発意と責任を有していた。Dは、Cが販売する甲のDVDを購入し、その経営するレンタルDVD店においてこれを貸与している。

(1) Dは、甲が時間的に長過ぎると考え、誰の了解も得ることなく、甲を二分の一に短縮した。この場合、BはDに対して、著作権法に基づいて貸与差止めを求めることができるか。

(2) Dは、甲のタイトルが地味過ぎると考え、誰の了解も得ることなく、甲のタイトルをより派手なものに変更した。ただし、甲の内容は何ら変えることはなかった。この場合、AはDに対して、著作権法に基づいて貸与差止めを求めることができるか。

▼法社会学 ……福井康太助教授

レポート試験

一月二四日（月）に実施される高等司法研究科形成支援経費プロジェクト・ユニットA研究会での議論を前提として、医療紛争に対処するにはどのような配慮が必要なのか、A4用紙五枚（八〇〇〇字）程度で論じなさい。